

住宅断熱性能向上リフォーム 補助金を交付しています！

環境保健係

申請期間 平成27年6月10日(水)～平成27年6月30日(火)

申請用紙及び詳しい資料は、役場町民課でお渡ししますので、ご来庁ください。

町では、平成26年度から「住宅断熱性能向上リフォーム補助金」を交付しています。

地域産業の活性化と省エネルギー及び地球温暖化防止への意識の高揚を図るとともに、町民の省エネルギーの取組みを積極的に支援し、「環境に配慮したやさしいまちづくり」を推進することを目的に、町民が町内の施工業者を利用して行う住宅の断熱性能向上リフォーム工事に要する費用に対して、町の予算の範囲内で補助金を交付します。

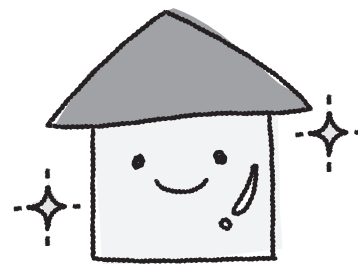
この事業を利用して、住宅の断熱機能を高めることは、冬場の暖房による灯油や電気の消費を抑え、CO₂の削減と限りある化石燃料の節約につながります。また、この事業は、まきストーブ購入補助金（農林課）と併せ、CO₂削減に取り組む町の施策です。

交付の申請等は、次のとおりです。

補助対象者

次の(1)～(3)の全てに該当する方が対象者です。

- (1) 立科町内に住所を有し、自己の居住する住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途の部分に有する併用住宅にあっては、当該住宅部分に限るものとし、賃貸住宅は除きます。）に断熱性能向上リフォーム工事を行う方で、工事後も引続きその住宅に居住する方
- (2) 町税のほか町納入金に滞納がない方
- (3) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年度の給与所得のみの収入金額が1,442万円以下の方、又は所得金額が1,200万円以下の方



補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、町内に本社、営業所等を有する法人、又は町内に住所を有する個人事業主で、住宅に係る工事を業として行う者に発注する次のいずれかの改修工事に係る費用とします。ただし、国、県及び町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費等が含まれる場合は、これを除いた経費を補助対象経費とします。

- (1) 現に居住する住宅の外壁開口部において行われる次のいずれかの工事
 - ア 単板ガラスを複層ガラスに替える工事
 - イ 既存開口部の内側、又は外側に新たなサッシを設置することにより二重サッシとする工事
- (2) 住宅の全ての屋根、全ての居室の壁、小屋裏及び床に断熱材（グラスウール、ロックウール、ポリスチレンフォーム、ウレタンフォーム等の断熱性能が認められる材料）を新たに設置する工事
- (3) その他、住宅の断熱性能が向上すると認められる改修工事

補助率、補助限度額等

補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、切捨てた額）とします。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とします。

なお、補助金の交付は、同一住宅について1回限りとします。

その他

補助金の交付申請額の合計が町の予算額（300万円）を超えた場合は、交付申請書受付日時順ではなく、抽選会を開催します。抽選会の日時や場所は、交付申請者にお知らせします。

なお、補助金の交付申請額の合計が町の予算額以下の場合、抽選会を開催しません。